タイ人料理人がベルリンに来るまで

原題: Bürokratisches Procedere, damit ein Koch nach Berlin kommen kann

タイ人料理人がベルリンに来るまでの官僚的手続き

幸運にもタイで腕のよいタイ人料理人が見つかり、ベルリンへ来ることになった。本人はバンコクのドイツ大使館で就労ビザを申請するため、必要書類をすべてそろえた。料理人として少なくとも6年間働いたことの証明、健康手帳（HIV検査はあるが、寄生虫検査などはない）、タイ語に翻訳されドイツのタイ大使館が認証した雇用契約書（当時の最低賃金は月額3,327ドイツマルク）、タイ労働省の許可などである。

大使館は書類をベルリン州住民局（LEA）へ送る。LEAは所管のベルリン職業安定所（AA）に照会する。

AAはヨーロッパ全域の労働市場を調べる。ただし、雇用主が事前に求人登録を行い、さらに他の誰でも雇用すると約束している場合に限られる。4〜6週間後、LEAには「労働市場にタイ人料理人はいない」との回答と、就労許可（AE）を出すとの確約が届くことがある。ただし、AAのコンピューター上の求人登録がまだ「有効」であることが条件だ。雇用主が6週間以内に延長しなければ登録は失効し、AAは雇用主に知らせることなく照会を否決する。登録が有効なら、LEAはその回答をバンコクの大使館へ送る。

料理人はバンコクでベルリン行きの3か月ビザを受け取り、ドイツへ来て住民登録をする。LEAは改めて所管のAAに、就労許可を出せるか照会する。

ベルリンAAは照会をボンの中央機関へ回す。そこは連邦雇用庁の中央機関に置かれた、ホテル・飲食業の人材を扱う国際管理・専門職紹介部門（ZIHOGA）で、責任者はディートリヒ・S.だった。同氏が、就労許可を1年間発給できるとの確約を改めて出す（または拒否する）。

LEAは1年間の滞在許可を発給する。その許可を得て、料理人は所管の職業安定所から1年間有効の就労許可を受け、社会保険に加入して働き始めることができる。

最初の1年が過ぎると、タイ人料理人は雇用主から雇用継続の確約を受け、給与明細を提出し、LEAに滞在許可の延長を申請する。LEAは再び所管のAAに照会する。AAはヨーロッパ全域の労働市場を調べるが、雇用主が求人登録を行い、それを有効に保ち、他の誰でも雇用すると約束している場合に限られる。4〜6週間後、LEAには「ヨーロッパの労働市場にタイ人料理人はいない」との回答と、就労許可を出すとの確約が届くことがある。

LEAはさらに1年間の滞在許可を発給する。料理人は所管のAAから1年間有効の就労許可を受け、社会保険に加入して働き続けることができる。

さらに1年が過ぎると、料理人は雇用継続の確約と給与明細を提出し、LEAに滞在許可の延長を申請する。LEAは再び所管のAAに照会する。AAは求人登録が有効に保たれ、他の誰でも雇用するとの約束がある場合に限って、ヨーロッパ全域の労働市場を調べる。4〜6週間後、LEAには「ヨーロッパの労働市場にタイ人料理人はいない」との回答と、就労許可を出すとの確約が届くことがある。

LEAはさらに1年間の滞在許可を発給する。料理人は所管のAAから1年間有効の就労許可を受け、社会保険に加入して働き続けることができる。3年目が終わると、料理人は必ず母国へ帰らなければならない（唯一の例外はEU市民との結婚）。こうして、ドイツの労働行政の仕組みは、優れた料理が続いていくことを絶えず脅かしている。

注記

原文の「注記」「2001年の注記」「2005年の注記」を収録

Thai Cooking Company®の各店舗では、料理人は2人だけではない。店舗は経済面でも法律面でも、ひとつの有限会社（GmbH）に属している。

8年間に3度の組織再編があり、一時期は北（書類への押印はアルト＝テーゲル、審査はプレンツラウアー・ベルク／シュトルコーヴァー通り）、中央（リヒテンベルク）、南（押印はコッホ通り、審査はシュテーグリッツ）の3つの職業安定所が担当した。各機関の連携は不十分だった。2002年5月には新たな所管変更を伴う再編が行われた。役所間の情報交換が不十分だったために生じた法的追及の負担は、事業主が負うことになった。

料理人のほとんどは、これらの手続きをひとりで進められるほどドイツ語に堪能ではない。役所間の何週間にも及ぶ連絡経路を短縮するため、事業主は自らの利益にもなるよう、本人に代わって手続きを行う。

1998年、4店舗は職業安定所、税関、警察の合同部隊による検査を7回受けた。マオタイ・アム・ファザーネンプラッツでは、料理人がひとり見つかった。5月の検査を行った職業安定所南部が、本人の就労許可の延長手続きを、おそらくは承知のうえで、長く放置していた人物だった。

1998年9月、土曜日の最繁忙時間帯である午後8時ごろ、TUANS HÜTTEとKAMALAが閉鎖された。料理人4人はペルレベルガー通りの留置施設に連行され、犯罪者のように身元確認を受け、パスポートを取り上げられた。彼らは有効な滞在許可と就労許可を持っていた。違反とされたのは、店舗運営上の事情から、パスポートに記された勤務地とは異なる、同じベルリン市内の同一企業（Maothai GmbH）の別店舗で働いていたことだった。

2000年1月1日以降、タイ人料理人はボンの職業安定所のZIHOGA機関に属するタイ国内の査定担当者による試験を受けなければならなくなった。担当者は、2000年にはタイだけで177回、料理人ひとりあたり約800ドイツマルクを徴収できた。さらに、賄賂を求めるタイ人元料理人たちの委員会が取り囲むなか、応募者が料理人として認められるかを決めた。その後、就労許可は最終的にボンで発給または拒否された。

こうしてベルリンの役所の仕組みは、大量の空気（そして事業主）を動かす。その一方、サッカー好きの首相は遠い国への訪問中、高速鉄道ICEに加え、白紙のビザ8万通を中華人民共和国に贈った。

2001年の注記

タイ人料理人に発給される就労許可の数は4分の1未満に減った。主にタイ人家族が営むレストラン経営者たちが、この方法でタイ人料理人をドイツへ呼ぶ総費用は月5,800マルクに上ると気づいたためである。

2005年の注記

2003年、ZIHOGA責任者のS氏は公務員職を解かれ、2万ユーロの罰金を科された。料理人を審査するという名目で、タイ、中国、インドに「評価センター」を設けていた。毎年現地を訪れ、運営者から多額の「手数料」を受け取り、自らの利益にしていた。